

「まるっと京都」周遊観光促進クエスト型デジタルラリー企画・運営業務委託仕様書

1 業務名

「まるっと京都」周遊観光促進クエスト型デジタルラリー企画・運営業務

2 業務の目的

京都府・京都市で取り組んできた、府市の各地域の魅力を高め、地域の活性化や観光地の分散化につなげるとともに、府市の多様なエリアの周遊観光を一体的に推進する「まるっと京都」のさらなる促進に向けて、国内旅行者の宿泊を伴う周遊企画及びプロモーションを実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

主に40歳以下の国内旅行者に対して、京都府全域への周遊を促すための仕掛け作り及び本仕掛けを広く利用いただけるようなプロモーション施策を立案・実行すること。本業務において受託者は、以下の（１）～（４）の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・調整すること。

（１）全体統括等

以下の（２）～（４）の各業務の実施にあたり、委託者及び関係機関等と十分に調整を行い、全体を統括すること。また、本業務全体を統括する担当者を１名以上配置すること。

（２）京都府内の周遊を促す仕掛け作り

地域の歴史や文化等を学びながら、京都府内各地への周遊観光を促進するクエスト形式による企画を立案・実施すること。なお、企画にあたっては、以下の点を踏まえた企画とすること。

ア 実施期間は、令和8年12月1日から最短令和9年2月28日までとすること。

イ 「もうひとつの京都」エリア（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）及び「とおきおきの京都」エリア（伏見、大原、高雄、山科、西京、京北）への周遊及び宿泊を伴う観光を促進する企画を実施すること。（一つの企画で府内全域を網羅する、または複数の企画で府内全域を網羅するなど手法は問わないものとする。）

ウ 掲載スポットは40箇所程度とし、「とおきおきの京都」エリアの伏見、大原、高雄、山科、西京及び京北に各1箇所、残りは「もうひとつの京都」エリアの海の京都、森の京都、お茶の京都及び竹の里・乙訓に偏りなく設定すること。各スポットの取材の有無については委託者との協議により決定する。

エ 各スポットの特性に応じたクエストを企画し、地域の歴史や文化等の学びや現地での体験を伴う内容とすること。

- オ 単なる訪問に留まらず、地域の飲食店での買い物、公共交通機関の利用などを推奨し、地域内消費の拡大と滞在時間の延長に資する設計とすること。
- カ 周遊観光を促進するため、効果的な手法を活用した提案内容とすること。
- キ 一定の条件を満たすことで応募可能となるプレゼントキャンペーンや割引クーポンの配布等、利用者のインセンティブを高める仕掛けについて考慮すること。なお、企画の実施に当たっては、景品表示法その他関係法令を遵守すること。
- ク 企画提案には目標参加者数を設定すること。
- ケ 参加者の同意を得た上で、個人情報に配慮した方法により、参加者の行動履歴を取得すること。

(3) 広報

(2) で実施する企画を効果的に発信し、広く利用を促すための広報やキャンペーン等を実施すること。なお、オフライン広告及びオンライン広告の活用については提案によるものとする。

(4) 報告書の作成

本業務において取得したデータ等を取りまとめるとともに、その結果を分析し、本業務の実施結果及び効果検証をまとめた実績報告書を作成すること。

5 業務完了報告

業務完了後は、直ちに業務完了報告書を経費内訳や詳細資料を添えて紙媒体及び電子データで提出すること。

6 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

8 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、委託

業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。

- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で委託者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 委託者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、委託者と協議して決定すること。

【参考】

●もうひとつの京都エリア

海の京都 <https://www.uminokyoto.jp/>

森の京都 <https://morinokyoto.jp/>

お茶の京都 <https://ochanokyoto.jp/>

竹の里・乙訓 <https://otokuni-kyoto.sakura.ne.jp/wp/>

●とっておきの京都エリア

<https://totteoki.kyoto.travel/concept/>